

募集

夏休み図書館仕事体験

7月23日(木)・24日(金)午前9時  
10時、30日(木)・31日(金)午後4時  
5時 / 中央図書館(☎586・0584)、高幡図書館(☎591・7322)、日野図書館(☎584・0467)、平山図書館(☎591・7772)、百草図書館(☎594・4646) / 図書館の仕事に興味があり、4日間すべて参加出来る市内在住の中学生対象 / 詳細は各図書館へ問い合わせを

日野市町名地番整理審議会市民委員

町名地番整理審議会は、歴史、文化、暮らしの観点から町の名前を整理していく方針を審議します。町名地番整理に関心がある市民の方を募集します。  
任期：9月1日～平成23年8月31日 / 20歳以上で1年以上市

子育て応援特別手当

申請及び受給出来る方

平成21年2月1日(基準日)現在、日野市の住民基本台帳に登録されている方、外国人登録原票に登録されている方(不法滞在者及び短期滞在者を除く)のうち、次の受給対象となる子の世帯主

受給対象となる子

次のすべての該当する児童。世帯の中に、平成21年4月2日～平成17年4月1日生まれの子が2人以上いる学校の寮などで住民票が分かれている場合は、医療保険証など扶養の根拠証明が必要。そのうちの年齢順で2番目以降の子が、

内に住民登録または外国人登録されている方で、市の町名地番整理に関心があり、積極的に関与する意思のある方対象。他の審議会等の委員になつていない方を除く / 3人 / 7月21日(火)までにA4の書面に、応募理由、住所、氏名、年齢、生年月日、性別、職業、居住年数、電話番号を記入し、〒191・8686日野市役所都市計画課へ

訪問介護員フォローアップ研修夏季クラス参加者

7月21日(火) 28日(火) 8月4日(火)午後6時30分～8時30分 / 福祉支援センター / 生活保健センター / 口腔ケア調理実習 / 講師・歯科衛生士 田口道子氏(料理研究家) / 日野市地域活動栄養士会 / 2級訪問介護員資格を有し、訪問介護員として働いている方対象 / 30人 / 2千円 / 7月10日(金)までにFAXで、志望動機、住所、氏名(ふりがな)、年齢、勤務先、

9月30日が申請期限

未申請の方はお早め

平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれの子である子が住民基本台帳又は、外国人登録原票に登録されている  
支給額・申請期限  
受給対象となる子1人に付き3万6千円。9月30日(水)(必着)この手当ての支給についてはさまざまな理由で申請が出来ない方は、お気軽にお問い合わせください。

また、この手当てに関し、市が個人情報保護法で照会したり、現金や手数料の振り込みを要求することは絶対ありません。振り込み詐欺にご注意ください。(子育て課)

電話番号を記入し、日野市社会福祉協議会高幡事務所(☎591・1567)☎591・1573)へ  
多摩平の森重点地区まちづくり協議会市民委員  
任期8月1日～平成22年7月31日(予定) / 20歳以上で市内に1年以上住民登録または外国人登録されている方で、同地区まちづくりの計画作成に関心がある方対象。他のまちづくり協議会、審議会などの委員になつていない方を除く / 2人 / 7月22日(水)までに封書で。作文「今後の多摩平のまちづくり」(800～1千600字)、応募理由、居住年数、住所、氏名、年齢、生年月日、性別、職業、電話番号を記入し、〒191・8686日野市役所都市計画課へ。提出書類及び作文は返却しません。

後期高齢者(長寿)医療制度

後期高齢者(長寿)医療制度  
保険料納入通知書を発送します  
保険料納入通知書を7月14日(火)に発送します。対象者は6月までに後期高齢者医療の資格を取得した方です。

なお、5月以降、国保から後期高齢者医療に加入した方は、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の両方の納入通知書が届きますが、それぞれ加入月数で計算されています。  
保険料  
計算方法：保険料は個人単位で計算(表1参照)  
保険料の軽減  
A均等割額の軽減：同一世帯の加入者及び世帯主の総所得金額などで、均等割額が軽減(表2参照) / イ所得割額の軽減：加入者の「旧ただし書き所得」が58

電話番号を記入し、日野市社会福祉協議会高幡事務所(☎591・1567)☎591・1573)へ  
多摩平の森重点地区まちづくり協議会市民委員  
任期8月1日～平成22年7月31日(予定) / 20歳以上で市内に1年以上住民登録または外国人登録されている方で、同地区まちづくりの計画作成に関心がある方対象。他のまちづくり協議会、審議会などの委員になつていない方を除く / 2人 / 7月22日(水)までに封書で。作文「今後の多摩平のまちづくり」(800～1千600字)、応募理由、居住年数、住所、氏名、年齢、生年月日、性別、職業、電話番号を記入し、〒191・8686日野市役所都市計画課へ。提出書類及び作文は返却しません。

表1 保険料の計算方法

均等割額 = 37,800円
所得割額 = (総所得金額等 - 33万円(基礎控除)) × 0.0656
年間保険料 = 均等割額 + 所得割額

資格の異動があった場合は月割りで計算。

表2 均等割額の軽減

軽減割合	均等割額	総所得金額等の合計額
9割	3,780円	8.5割軽減に該当する方で、後期高齢者医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない場合
8.5割	5,400円	総所得金額等の合計 = 33万円(基礎控除)以下の場合
5割	18,900円	総所得金額等の合計 = 33万円(基礎控除) + (24.5万円 × 世帯主を除く被保険者数)以下の場合
2割	30,240円	総所得金額等の合計 = 33万円(基礎控除) + (35万円 × 被保険者数)以下の場合

公的年金所得がある方は、公的年金所得からさらに15万円が控除されます。

表3 所得割額の軽減

旧ただし書き所得(公的年金収入の場合)	所得割額の軽減割合
15万円(公的年金収入168万円)まで	所得割額を全額減額
20万円(公的年金収入173万円)まで	所得割額を75%減額
58万円(公的年金収入211万円)まで	所得割額を50%減額

旧ただし書き所得とは、総所得金額等から33万円を引いた金額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。20万円までの軽減は、東京都独自。

旧ただし書き所得とは、総所得金額等から33万円を引いた金額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。20万円までの軽減は、東京都独自。

3割負担の方は申請により負担割合が変更される場合があります  
平成20年中の収入額の合計が表5の条件を満たしている方は、申請により翌月から負担割合が変更されます。収入額がわかる書類を持参し、(平成21年1月1日現在市内在住で税の申告をした方は不要)申請してください。該当すると思われる方には、6月末にお知らせを送付いたします。

(広告)  
エンジェルフォトギャラリー  
毎月抽選で6ヶ月から1歳半までの赤ちゃんを無料撮影して、抽選で2名の赤ちゃんをこのギャラリーに掲載いたします。  
<申し込み>  
(有)ベッティ写真館 多摩平店581-1245 日野店 581-0216

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険等(国保・国民健康保険組合以外)の被扶養者は、加入後2年間は均等割額の5割が保険料となります。ただし、平成22年3月までは、均等割額の1割が保険料です。  
支払い方法  
年金天引き：4月から年金天引きが行われた方が対象(保険料の変更等で納付書払いに変わる場合あり) / 口座振替払いへの変更をご希望の方は届出が必要なのでお問い合わせください。  
納付書払い：納入通知書に同封の納付書で支払います。  
口座振替払い：前年度の後期高齢者医療保険料を口座振替払いしていた方と、5月末までに口座振替依頼書を提出した方が対象。国保税を口座振替払いにしていた方でも新たに手続きが必要が必要です。

自己負担割合の判定

医療機関などで支払う医療費の一部負担金の割合は1割または3割です。一部負担金の割合は、8月1日を基準日として、平成21年度住民税課税標準額により判定します(表4参照)。

後期高齢者医療被保険者証を

後期高齢者医療被保険者証を本人を含む世帯全員が住民税非課税の方が対象です。  
後期高齢者医療被保険者証  
認印 平成21年度住民税非課税証明書(平成21年1月1日現

後期高齢者医療被保険者証を本人を含む世帯全員が住民税非課税の方が対象です。  
後期高齢者医療被保険者証  
認印 平成21年度住民税非課税証明書(平成21年1月1日現

認定証の有効期限は、7月31日(金)までです。引き続き対象の方には、新しい認定証を7月下旬に送付します。申請は不要です。  
(保険年金課高齢者医療係)

表4 自己負担割合判定基準

平成21年度住民税課税標準額	所得区分	自己負担割合
145万円未満の後期高齢者医療被保険者	一般	1割
145万円以上の後期高齢者医療被保険者及び同じ世帯の後期高齢者医療被保険者	現役並み所得者	3割

表5 収入額による一部負担金の割合判定基準(平成21年8月1日から)

世帯区分	平成20年中の収入額の合計	申請した場合の一部負担金の割合等
同一世帯に後期高齢者医療被保険者の方が1人のみ	383万円未満	1割
同一世帯に後期高齢者医療被保険者の方が2人以上	合算して520万円未満	
同一世帯に後期高齢者医療被保険者の方が1人で70～74歳の方がいる場合	合算して520万円未満	

表6 1カ月の医療費の自己負担限度額

負担割合	所得区分	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代(1食あたり)
		外来(個人単位)	入院+外来(世帯単位)	
3割	現役並み所得者注1	44,400円	80,100円+(医療費が267,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算)注2	260円
	一般	12,000円	44,400円	
1割	住民税非課税世帯等	低所得注3	24,600円	過去1年の入院期間が90日以下 過去1年の入院期間が91日以上(確認書類が必要)
		低所得注4	15,000円	100円

注1 現役並み所得者とは、住民税課税標準額145万円以上の後期高齢者医療被保険者及び同じ世帯の後期高齢者医療被保険者  
注2 過去12カ月以内に4回以上後期高齢者医療で高額医療費支給を受ける場合(多数該当)の4回目からの限度額は44,400円になります。  
注3 低所得とは、世帯全員が住民税非課税の方  
注4 低所得とは、世帯全員が住民税非課税で、さらに世帯全員の所得が0円(年金収入の場合には80万円以下)の方  
平成21年1月から、75歳到達月(1日生まれ、障害認定の方は除く)に限り、1カ月の個人の自己負担限度額(外来・入院)が2分の1になります。